

現物出資の評価を行った税理士法人にも損害賠償請求

上場準備会社における 訴訟トラブル

本特集では、上場準備会社において訴訟に至った事件を2件紹介する。1件目に紹介する事件は、出資者が上場を予定しているなどの虚偽の説明を受けたとして、元代表取締役らに損害賠償請求が行われたもの。併せて、現物出資の価格証明を行った税理士法人に対しても損害賠償請求が行われている（令和5年10月30日、令和3年（ワ）第11418号）。本件では、事実認定の上、上場を予定していなかったとはいえないとの判断を裁判所が示し、原告の出資者らの請求を棄却している。また、税理士法人についても、現物出資に関し不相当な価格証明を行ったと認めるに足りる証拠はないとしている。

2件目は、上場準備会社に入社した公認会計士が、入社時に約束したストックオプションが付与されなかったとして、会社及び代表取締役に対して損害賠償請求を行った事件だ（令和5年9月13日、令和2年（ワ）第16801号）。本件では、従業員等の地位にあることをストックオプションの付与ないし権利行使の条件とするものであったと認めるのが相当であるとし、原告である公認会計士の請求を棄却している。原告の公認会計士は、内部監査及び経営部門のスタッフとして入社したものの、その後、代表取締役が関係する社会福祉法人に入社。社会福祉法人は被告会社と同一の法人であるなどと主張したが、認められなかった。

出資した会社が破産手続の開始を決定

本件は、出資者である原告らが、破産手続の開始が決定された1社の代表取締役ら及び同社の会計参与を務めた税理士法人に対し、共同不法行為に基づき、損害賠償金を請求した事件である。被告の1社の代表取締役らは、同社が上場を予定しており、かつ、上場の見込みがあるかのような虚偽の説明をしたというもの。また、被告の税理士法人は、1社の親会社による1社への現物出資について不相当かつ不適法な価格証明を行い、同社に対し

て源泉所得税の納付を指示・指導しなかったために、1社の資本金及び資本準備金の額が現実に十分に確保されていないのに確保されていると原告らに信じさせたことにより、原告らが1社への出資を行うことになったとしている。

原告らは、被告の代表取締役らは上場準備のための監査法人による監査や主幹事証券会社の選定などの上場準備の進捗状況、上場予定時期、収支計画（事業計画）や事業実態に